

税理士による地区相談会場

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で、次のとおり行います。

開設場所	開催日				開設時間
	5月	10月	12月	13月	
	木	火	木	金	
有田市文化福祉センター 大会議室	●				9:30～16:00 (相談受け付け締め切り時間 15:30)
有田川町役場 吉備庁舎 4階 第2・3会議室		●			
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室			●		9:30～15:00 (相談受け付け締め切り時間 14:30)
湯浅納税協会 3階 会議室				●	9:30～16:00 (相談受け付け締め切り時間 15:30)

※いずれの会場も12時～13時は、相談を行っておりません。

※ご来場の際には、前年分の控え・源泉徴収票（給与・年金収入のあ

る場合）・所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類・筆記用具などをご持参ください。
※各会場とも「土地・建物・株式などを売却された所得」「山林所得」「贈与税」「相続税」に関する相談は行っておりません。

令和7年(2025年)分 確定申告会場

湯浅税務署では、確定申告会場を開設します。

● **開設期間**／2月16日(月)～3月16日(月)
※土・日・祝日を除く。

● **相談受付時間**／16時まで
※確定申告会場の混雑状況によっては、16時以前に相談受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

※税務署の確定申告会場では、マイナンバーカードを利用したスマートフォン（以下スマホ）による申告を推進しております。スマホをお持ちの方はスマホを、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードの持参をお願いいたします（マイナンバーカードの二つの暗証番号もお忘れなく）。

● **土地等譲渡所得および贈与税の相談**

次の担当者が従事している日にお越しください。

- ・日程／2月16日(月)・17日(火)・24日(火)・25日(水)・26日(木)・3月9日(月)・10日(火)・11日(水)・12日(木)・13日(金)・16日(月)

確定申告は自宅からマイナンバーカードでe・Tax!

確定申告をする際には、スマホやパソコンを使って、ご自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。作成した申告データは、そのままe・Taxで送信可能ですので、令和7年(2025年)分の確定申告は、マイナンバーカードを使って、ご自宅から申告できるe・Taxをご利用ください。

確定申告に関する税務相談はぜひチャットボットを

チャットボットとは、利用者の知りたい情報について、AIが自動で回答を表示するウェブサービスです。チャットボットを利用することにより、税に関する疑問について、

電話での相談に比べて気軽に質問したり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に短時間でアクセスしたりすることができます。



国税庁チャットボット(ふたば)に相談する

確定申告期限

- 申告所得税および復興特別所得税の申告・納期限／3月16日(月)
- 消費税および地方消費税(個人事業者)の申告・納期限／3月31日(火)
- 贈与税の申告・納期限／3月16日(月)

便利な納付方法をご利用ください

国税の納付は、口座振替による納付(振替納税)・クレジットカード納付・スマホやパソコンなどによるe・Tax申告と連動したダイレクト納付・スマホアプリ納付など、金融機関や税務署などの窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」のご利用を願います。

問 湯浅税務署 ☎ 063-53351